

総務文教常任委員会

平成30年3月12日（月）

午後1時15分～

第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

市長公室

- (1) 第42号議案 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (2) 第43号議案 亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (3) 第44号議案 亀岡市移住・定住促進施設設置条例の制定について
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- (1) 第45号議案 亀岡会館条例を廃止する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (2) 第46号議案 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

総務部

- (1) 第47号議案 亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (2) 第48号議案 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

会計管理室

- (1) 第 8 号議案 平成 30 年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算
- (2) 第 12 号議案 ～ 第 41 号議案
平成 30 年度亀岡市亀岡財産区特別会計予算
他 29 財産区特別会計予算
＜説明～質疑＞
- (3) 第 49 号議案 亀岡市債権管理条例の制定について
＜説明～質疑＞

教 育 部

- (1) 第 50 号議案 亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (2) 第 51 号議案 亀岡市公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

(休 憩)

4 討論～採決

5 陳情・要望について

- (1) 平成 30 年度「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書

6 審議会委員等の選出について

- (1) 亀岡市防災会議委員＜委員長＞1名（H30. 6. 1から2年間）

7 その他

- (1) 議会だよりの掲載内容について
- (2) わがまちトークでの意見対応について
- (3) 他都市先進地行政視察について
- (4) 月例開催について
- (5) 次回の日程について

平成30年3月定例会
総務文教常任委員会
提出資料

(亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例)

(亀岡市移住・定住促進施設設置条例)

市長公室

国家公務員等の旅費に関する法律（別表第1）

移 転 料

区 分		鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道
		50km未満	50km以上 100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 1,000km未満	1,000km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上
国	亀 岡 市								
内閣総理大臣等	—	153,000円	177,000円	218,000円	269,000円	356,000円	375,000円	401,000円	465,000円
指定職の職務 又は7級以上の 職務にある者	特 別 職 部 長 級	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
6 級 以 下 4 級 以 上 の 職 務 に 在 る 者	課 長 級 副 課 長 級 係 長 級	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
3 級 以 下 の 職 務 に 在 る 者	主 任 級 主 査 級 主 事 級	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備 考：路程の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

赴任の際に職員本人だけが住居を移転する場合は、上記移転料の2分の1を支給する。

移転料・着後手当・扶養親族移転料支給例

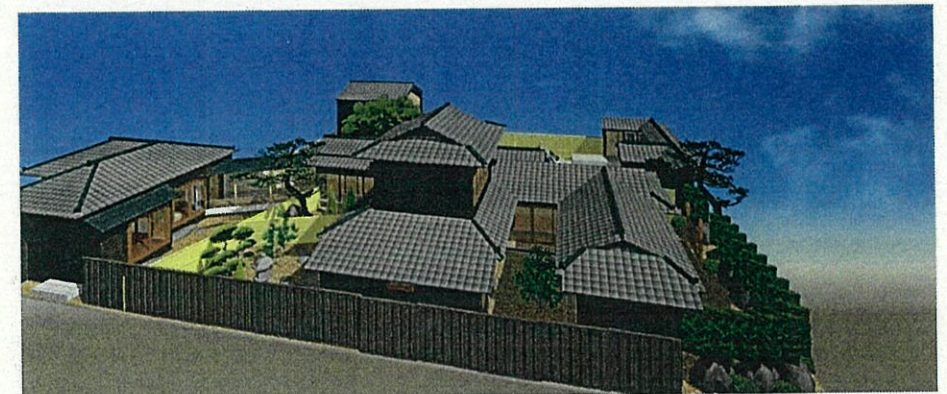
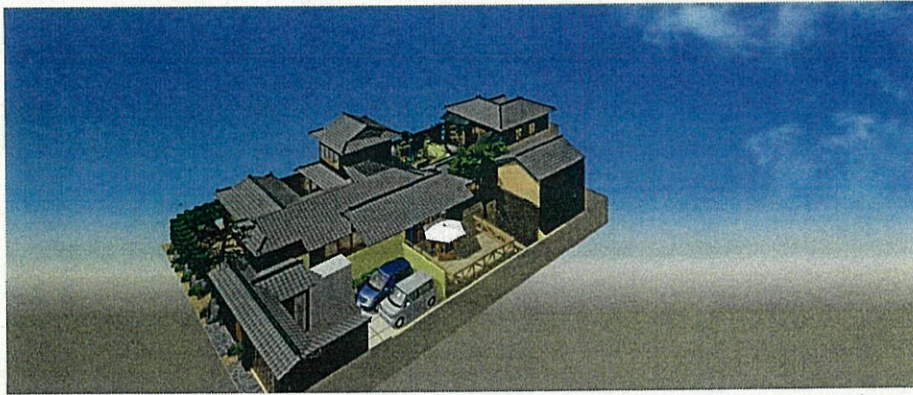
●職員（主任級）が単身で熊本市に赴任した場合

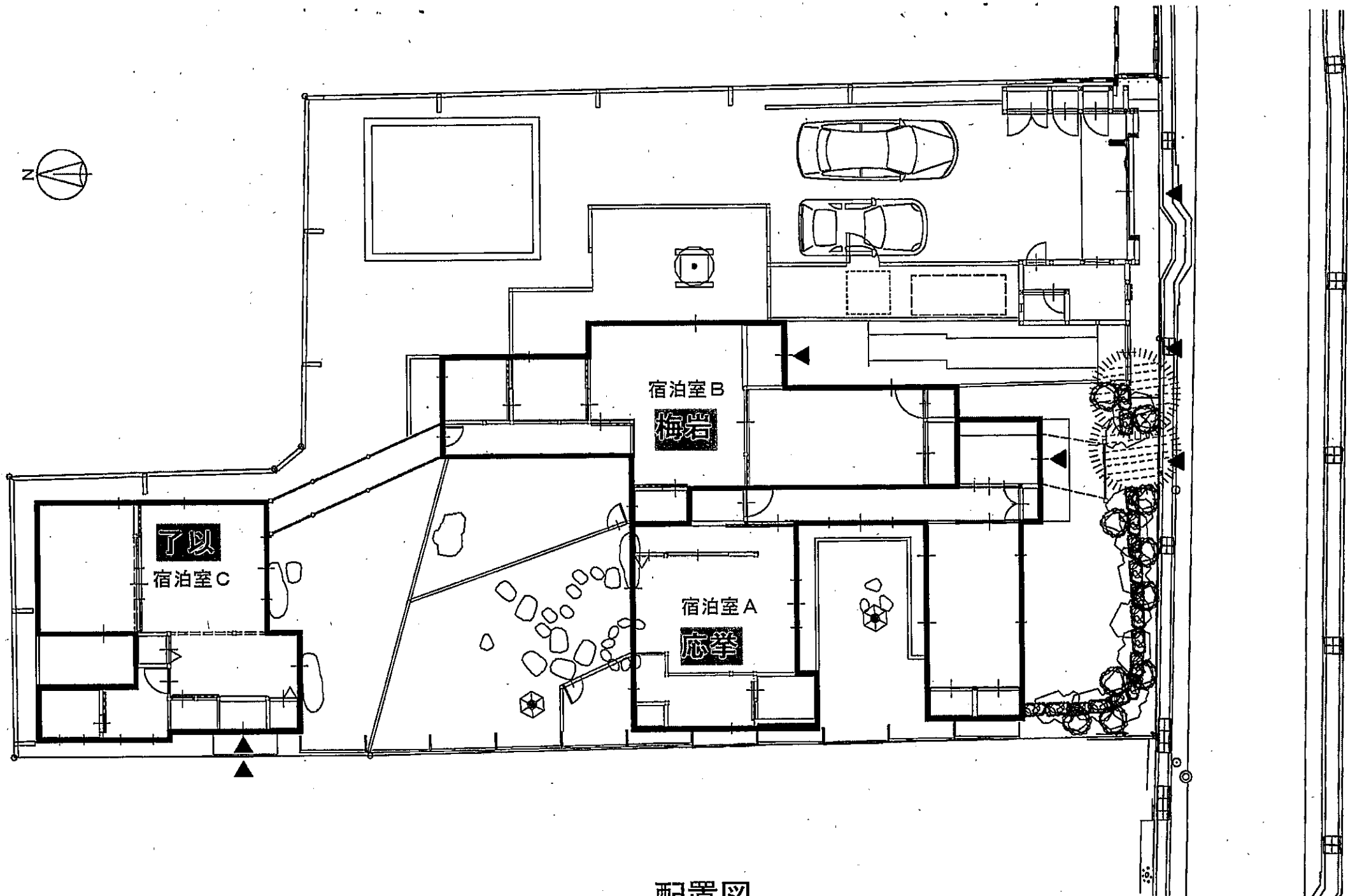
項 目	金 額	積 算 根 拠
移 転 料 (引 越 代)	108,000円	距離区分等に応じた定額 鉄道 500 km以上 1,000 km未満 216,000円×1/2
着 後 手 当 (諸 雑 費)	23,600円	日当、宿泊料を基準に定額
合 計	131,600円	

●職員（主任級）が扶養親族（配偶者）同伴で熊本市に赴任した場合

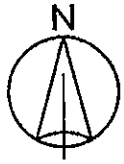
項 目	金 額	積 算 根 拠
移 転 料 (引 越 代)	216,000円	距離区分等に応じた定額 鉄道 500 km以上 1,000 km未満 216,000円
着 後 手 当 (諸 雑 費)	23,600円	日当、宿泊料を基準に定額
扶養親族移転料 (交通費+諸雑費)	37,206円	交 通 費 20,140円 日 当 1,333円 (2,000円×2/3) 着後手当 15,733円 (23,600円×2/3)
合 計	276,806円	

完成予想図

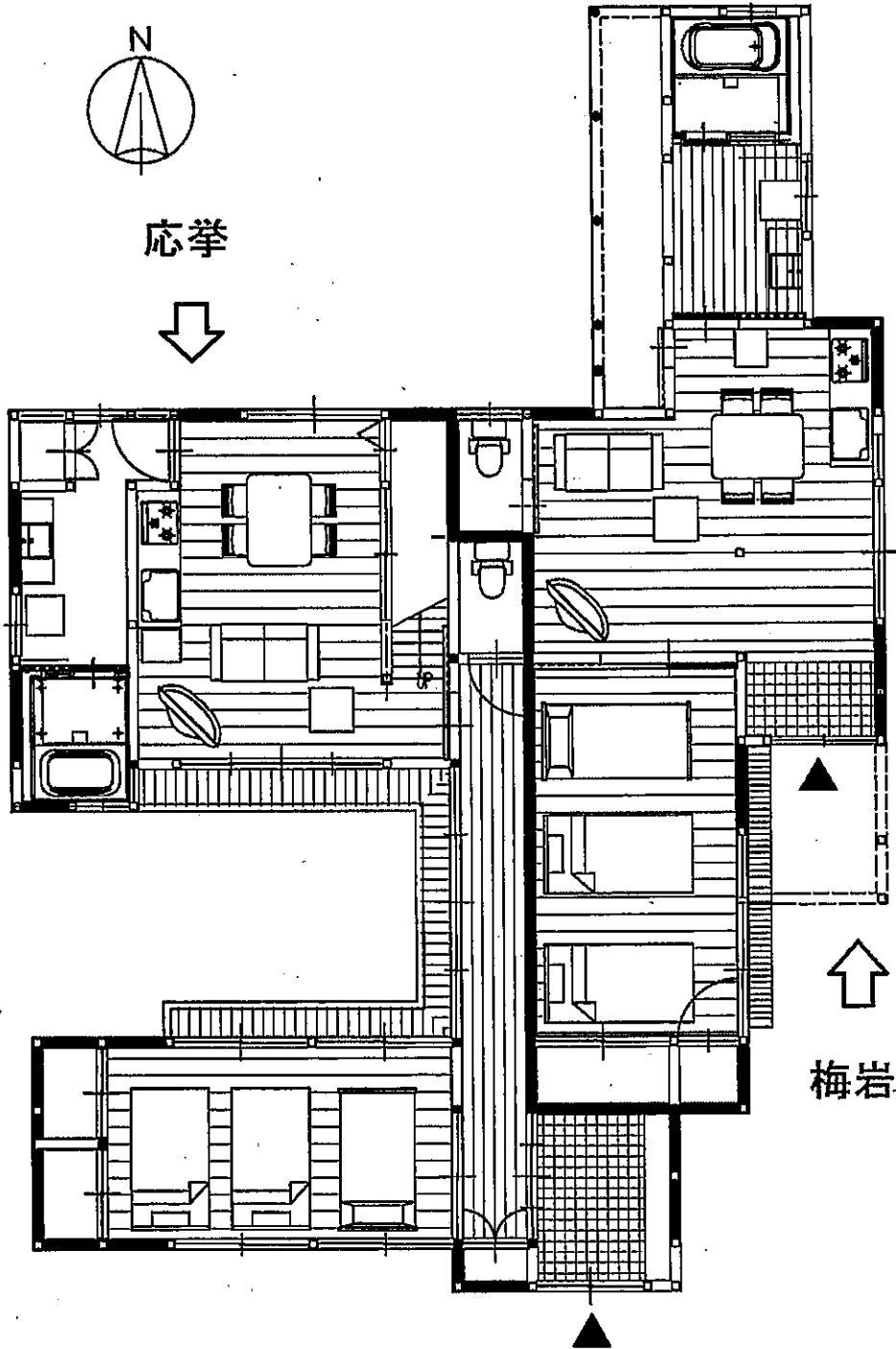




配置図

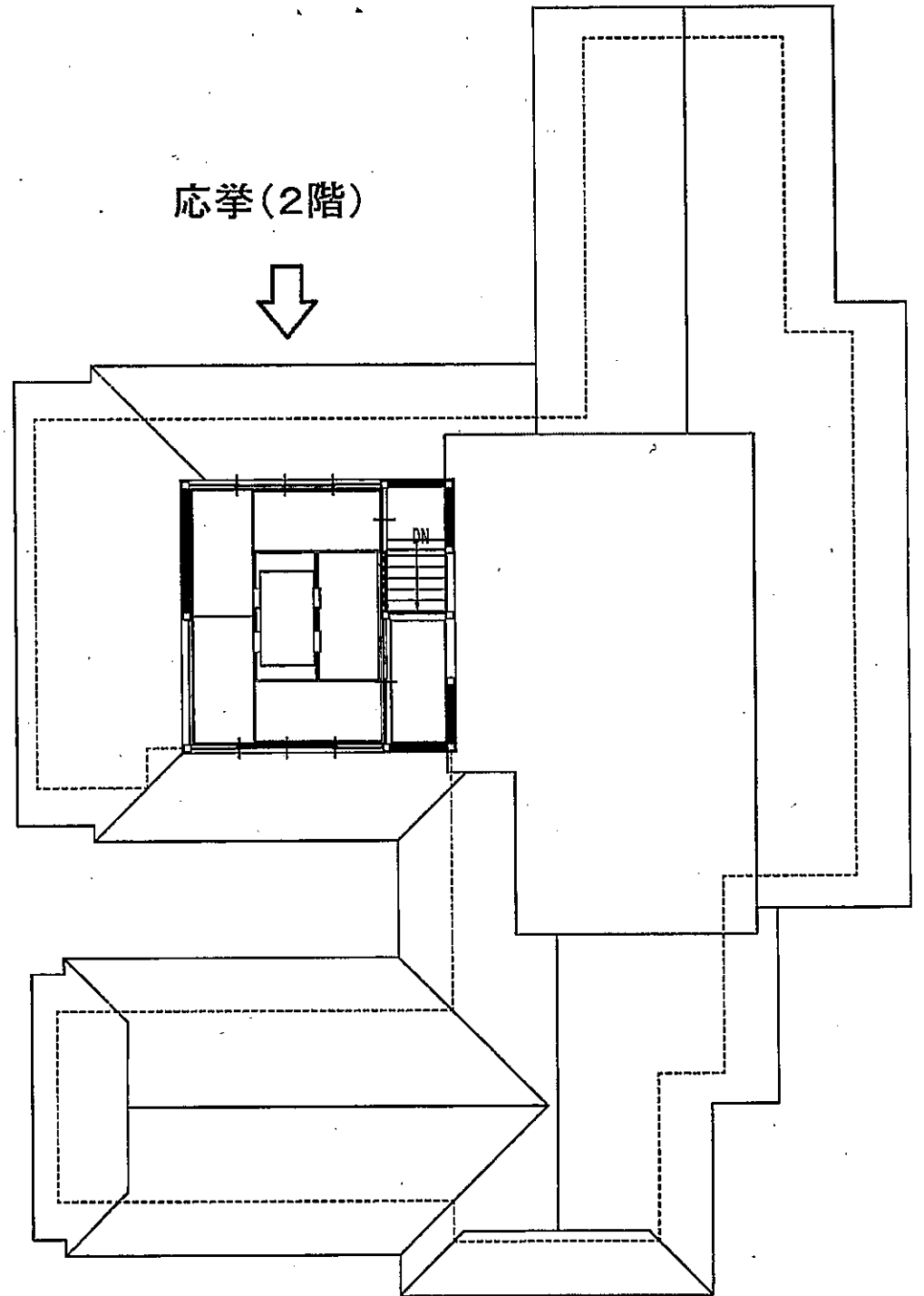


応挙

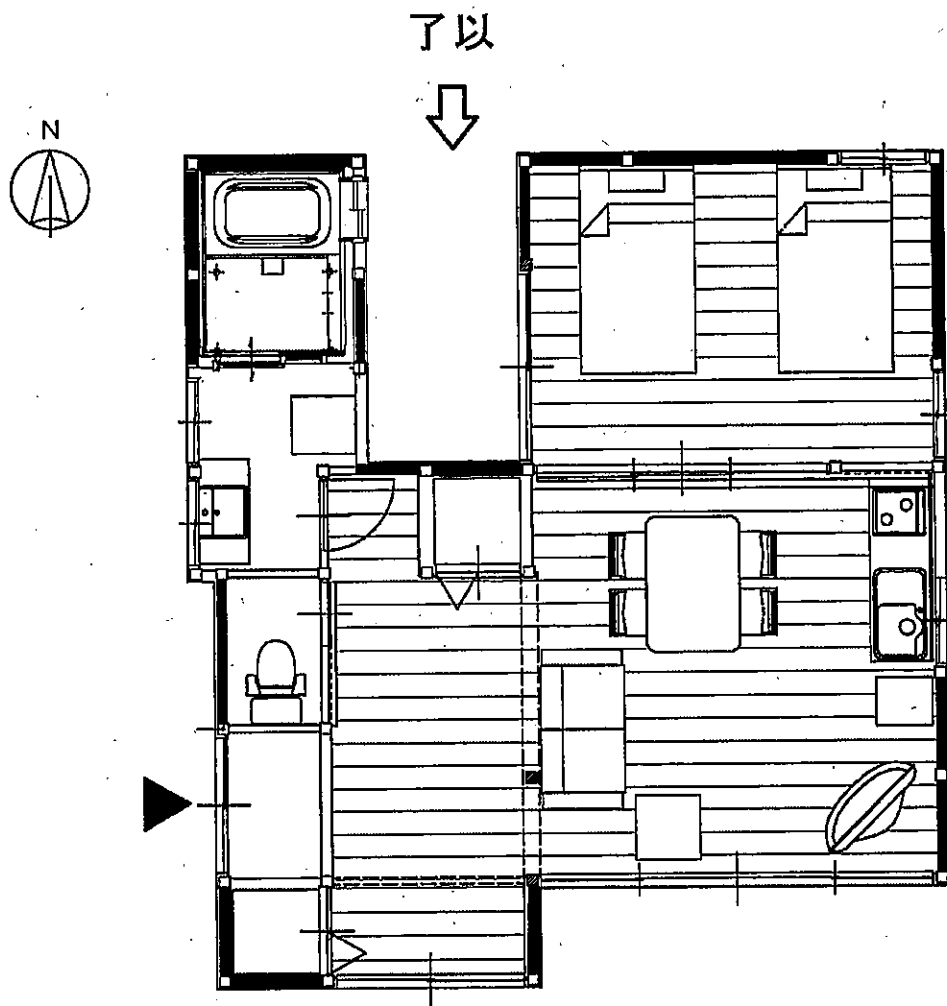


宿泊室 A及びB 1階平面図

応挙(2階)



宿泊棟 A 2階平面図



宿泊棟 C棟 平面図

平成30年度

亀岡財産区他29財産区特別会計予算の概要

会計管理室 財産管理課

平成30年度亀岡財産区他29財産区特別会計予算の概要

1 歳 入

(単位:千円)

科 目	30年度	29年度	比 較
1 財産運用収入	27,788	28,686	△ 898
2 財産売却収入	1,381	1,401	△ 20
3 寄 附 金	576	573	3
4 繰 入 金	47,019	53,679	△ 6,660
5 繰 越 金	6,383	5,545	838
6 諸 収 入	12,026	12,704	△ 678
計	95,173	102,588	△ 7,415

2 歳 出

(単位:千円)

科 目	30年度	29年度	比 較
1 管 理 会 費	16,324	15,560	764
2 財 産 管 理 費	65,859	66,992	△ 1,133
3 積 立 金	3,126	3,351	△ 225
4 繰 出 金	6,304	13,078	△ 6,774
5 予 備 費	3,560	3,607	△ 47
計	95,173	102,588	△ 7,415

平成30年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳入)

(No. 1)
(単位:千円)

款 財産区名	財 産 収 入			寄 附 金 寄 附 金	繰 入 金 基 金 繰 入 金	繰 越 金 繰 越 金	諸 収 入				歳 入 合 計
	財産運用収入	財産売払収入	計				受託事業収入	預 金 利 子	雑 入	計	
亀 岡	17,044	500	17,544	0	26,728	1,000	1	1	648	650	45,922
東 別 院	890	0	890	0	1,810	500	0	1	0	1	3,201
西 別 院	1	10	11	35	0	50	0	1	0	1	97
葎 田 野	2,289	10	2,299	0	0	100	0	2	0	2	2,401
本 梅	1	17	18	310	0	100	0	1	1	2	430
畑 野	4	0	4	0	360	35	0	1	0	1	400
馬 路	295	178	473	0	1,738	50	0	1	238	239	2,500
旭	72	0	72	0	350	75	0	3	0	3	500
千 歳	101	0	101	0	202	47	0	1	0	1	351
保 津	787	0	787	0	400	112	0	1	0	1	1,300
篠	100	0	100	0	5,131	100	10,985	10	100	11,095	16,426
中 野	84	45	129	0	270	50	0	1	0	1	450
平 松	5	3	8	0	47	10	0	1	0	1	66
井 手	11	25	36	120	0	82	0	1	1	2	240
中野平松井手	274	10	284	0	0	1	0	0	0	0	285
西 加 舎	503	17	520	0	246	470	0	1	3	4	1,240
東 加 舎	567	5	572	0	0	27	0	1	0	1	600
宮 川	64	324	388	0	0	161	0	1	0	1	550
神 前	3,305	10	3,315	0	0	2,223	0	1	0	1	5,539
北ノ庄	12	1	13	0	106	50	0	1	0	1	170
川 関	13	0	13	0	165	36	0	1	0	1	215
千 原	1	1	2	22	0	37	0	1	0	1	62
美 濃 田	307	47	354	0	15	200	0	1	0	1	570
杉	135	33	168	0	950	34	0	1	0	1	1,153
山 階	273	80	353	0	510	124	0	3	0	3	990
印 地	306	15	321	89	0	8	0	1	0	1	419
河 原 尻	246	27	273	0	3,925	500	0	1	1	2	4,700
元千歳国分	63	9	72	0	1,822	100	0	1	5	6	2,000
国 分	10	14	24	0	2,211	100	0	1	0	1	2,336
小口出雲	25	0	25	0	33	1	0	1	0	1	60
計	27,788	1,381	29,169	576	47,019	6,383	10,986	43	997	12,026	95,173

* 財産運用収入(土地貸付料・基金利子)・財産売払収入(松茸等採取権売払い代等)

平成30年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳入)

(No. 2)
(単位:千円)

款 財産区名	財 産 運 用 収 入			財 産 売 払 収 入				雑 入		
	財産貸付収入	利子及配当金	計	土地売払	立木売払	松茸等採取権	計	造林補助金	雑入	計
亀岡	17,036	8	17,044		200	300	500	500	148	648
東別院	750	140	890				0			0
西別院		1	1			10	10			0
蕨田野	2,275	14	2,289			10	10			0
本梅		1	1			17	17	1		1
畑野		4	4				0			0
馬路	174	121	295			178	178		238	238
旭	2	70	72				0			0
千歳	100	1	101				0			0
保津	667	120	787				0			0
篠		100	100				0		100	100
中野	80	4	84			45	45			0
平松		5	5			3	3			0
井手	10	1	11			25	25	1		1
中野平松井手	273	1	274			10	10			0
西加舎	456	47	503			17	17		3	3
東加舎	566	1	567			5	5			0
宮川	41	23	64			324	324			0
神前	3,182	123	3,305			10	10			0
北ノ庄		12	12			1	1			0
川関	6	7	13				0			0
千原		1	1			1	1			0
美濃田	306	1	307			47	47			0
杉	129	6	135			33	33			0
山階	212	61	273			80	80			0
印地	305	1	306			15	15			0
河原尻	107	139	246		1	26	27	1		1
元千歳国分	43	20	63		2	7	9	5		5
国分		10	10			14	14	0		0
小口出雲	24	1	25				0			0
計	26,744	1,044	27,788	0	203	1,178	1,381	508	489	997

平成30年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳出)

(No. 3)

(単位:千円)

款 財産区名	管 理 費			積 立 金 積 立 金	諸 支 出 金 繰 出 金	予 備 費 予 備 費	歳 出 合 計	繰 出 金				内 訳 計
	項 管 理 会 費	財 産 管 理 費	計					公 有 林 事 業 債	分 収 造 林 事 務	委 員 選 挙 費	自 治 振 興 費	
亀 岡	5,174	37,013	42,187	8	2,727	1,000	45,922				2,727	2,727
東 別 院	1,190	870	2,060	141	500	500	3,201				500	500
西 別 院	26	32	58	1	0	38	97					0
蕨 田 野	637	1,594	2,231	140	0	30	2,401					0
本 梅	194	199	393	1	0	36	430					0
畑 野	270	111	381	5	0	14	400					0
馬 路	1,454	694	2,148	121	50	181	2,500				50	50
旭	300	100	400	70	0	30	500					0
千 歳	117	221	338	3	0	10	351					0
保 津	221	607	828	120	250	102	1,300				250	250
篠	2,128	13,932	16,060	100	50	216	16,426		50			50
中 野	178	261	439	4	0	7	450					0
平 松	48	3	51	5	0	10	66					0
井 手	53	164	217	1	0	22	240					0
中野平松井手	57	227	284	1	0	0	285					0
西 加 舎	327	515	842	48	150	200	1,240				150	150
東 加 舎	178	81	259	1	325	15	600				325	325
宮 川	201	302	503	23	0	24	550					0
神 前	463	2,105	2,568	2,071	800	100	5,539				800	800
北ノ庄	71	65	136	12	0	22	170					0
川 関	88	84	172	7	0	36	215					0
千 原	9	0	9	1	0	52	62					0
美 濃 田	123	176	299	1	236	34	570				236	236
杉	343	196	539	6	592	16	1,153				592	592
山 階	317	340	657	61	248	24	990				248	248
印 地	130	88	218	1	196	4	419				196	196
河 原 尻	868	3,093	3,961	139	100	500	4,700				100	100
元千歳国分	673	1,095	1,768	20	80	132	2,000				80	80
国 分	455	1,671	2,126	10	0	200	2,336					0
小口出雲	31	20	51	4	0	5	60					0
計	16,324	65,859	82,183	3,126	6,304	3,560	95,173	0	50	0	6,254	6,304

平成30年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳出)

(No. 4)
(単位:千円)

款	自治会等助成			各種団体助成					事業助成				合計		
	財産区名	自治会	区	計	消防団	老人会	婦人会	子供会	その他	計	集会所等	道路・水路		その他	計
亀岡	1,500		1,500	150					1,077	1,227				0	2,727
東別院	500		500							0				0	500
西別院			0							0				0	0
蔦田野			0							0				0	0
本梅			0							0				0	0
畑野			0							0				0	0
馬路	50		50							0				0	50
旭			0							0				0	0
千歳			0							0				0	0
保津	250		250							0				0	250
篠			0							0				0	0
中野			0							0				0	0
平松			0							0				0	0
井手			0							0				0	0
中野平松井手			0							0				0	0
西加舎		150	150							0				0	150
東加舎		325	325							0				0	325
宮川			0							0				0	0
神前		800	800							0				0	800
北ノ庄			0							0				0	0
川関			0							0				0	0
千原			0							0				0	0
美濃田	236		236							0				0	236
杉	192	400	592							0				0	592
山階	248		248							0				0	248
印地	76	120	196							0				0	196
河原尻	100		100							0				0	100
元千歳国分	80		80							0				0	80
国分			0							0				0	0
小口出雲			0							0				0	0
計	3,232	1,795	5,027	150	0	0	0	0	1,077	1,227	0	0	0	0	6,254

平成30年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳出)

(単位:千円)

款	財産区名	管 理 会 費														計	
		1.報酬	2.給料	3.職員手当	7.賃金	8.報償費	9.旅費	10.交際費	11.需用費	12.役務費	13.委託料	14.使用料及び賃借料	18.備品購入費	19.負担金補助及び交付金	23.償還金利息及び割引料		
	亀岡	2,100			1,534	25	5	310	635	245		156	1	163			5,174
	東別院	373		50	30		370	150	200	10					7		1,190
	西別院	15		2					8						1		26
	禰田野	312		48		4	4	75	101	2	50				41		637
	本梅	120		13				30	30						1		194
	畑野	155		24			6	20	62						3		270
	馬路	475		60				90	122		700				7		1,454
	旭	90		10	10		42	30	110						8		300
	千歳	53		10			14	15	23	1					1		117
	保津	105		15	15			40	41	2					3		221
	篠	345		30	132	15	939	170	426	10			50		11		2,128
	中野	88		12		5			40						33		178
	平松	36		4					5						3		48
	井手	10		8	2		10	10	11	1					1		53
	中野平松井手							10	20			22			5		57
	西加舎	231		30		10	7	10	35						4		327
	東加舎	114		15			17		28						4		178
	宮川	88		50		1	3	11	40						8		201
	神前	155		50				30	220						8		463
	北ノ庄	34		5			1		28						3		71
	川関	24		10			3		48						3		88
	千原	4		2					2						1		9
	美濃田	80		9				10	20						4		123
	杉	150		15			10	20	143	1					4		343
	山階	180		15				30	88						4		317
	印地	70		10			10	20	19						1		130
	河原尻	450		60	9	1	1	150	167		10		10	10			868
	元千歳国分	270		30	72		1	80	200	5		10			5		673
	国分	305		30			3	50	62						5		455
	小口出雲	24							6						1		31
	計	6,456	0	617	1,804	61	1,446	1,361	2,940	277	760	188	61	353	0		16,324

平成30年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳出)

(単位:千円)

款	財 産 管 理 費																計	
	財産区名	1報酬	4共済費	7賃金	8報償費	9旅費	11需用費	12役務費	13委託料	14使用料及び賃借料	15工事請負費	16原材料費	18備品購入費	19負担金補助及び交付金	22補償補填及び賠償金	20公課費		24投資及び出資金
亀岡		200		650	50	564	2,220	225	21,083	1,255	7,160	850	300	2,371	20	65		37,013
東別院				368		20	112							370				870
西別院				32														32
蕨田野		50		770	57		379	23	100				62	153				1,594
本梅				92			10	15						82				199
畑野				82				3						26				111
馬路				84	2			45						563				694
旭				100														100
千歳				8										213				221
保津				120	9	1	6	25	400			20		26				607
篠				486	162	79	465	260	11,200					1,280				13,932
中野				225	8			20						8				261
平松														3				3
井手					20		70	40				3	26	5				164
中野平松井手				157			10							60				227
西加舎		15		224			35	76	120			15		30				515
東加舎								10						71				81
宮川				105	75		10	6						106				302
神前				320		19	248	60	500	50		100	500	308				2,105
北ノ庄				40				10	5					10				65
川関				60				24										84
千原																		0
美濃田									100					76				176
杉									105					91				196
山階									140					200				340
印地									47					41				88
河原尻		94		630	120	1	129	1				1	30	2,087				3,093
元千歳国分		11		63	18	1	55	1	1			1	70	874				1,095
国分		40												1,631				1,671
小口出雲				20														20
計	0	410		4,636	521	685	3,749	844	33,801	1,305	7,160	990	988	10,685	20	65	0	65,859

○各財産区別基金積立現在額及び各財産区有財産(山林)面積

(平成30年2月1日 現在)

財産区名	基金現在額(円)	山林面積(ha)	備考
亀岡	60,680,066	452.37	
東別院	140,853,779	35.40	
西別院	269,724	6.00	
蕪田野	16,213,367	94.69	
本梅	153,885	149.50	
畑野	4,975,250	122.70	
馬路	121,584,367	154.96	
旭	10,366,479	6.00	
千歳	641,328	9.89	
保津	31,999,346	74.07	
篠	100,141,558	364.85	
中野	3,182,708	35.50	
平松	2,632,150	9.94	
井手	53,319	18.61	
中野平松井手	5,550	236.70	
西加舎	23,279,338	93.77	
東加舎	22,443	149.26	
宮川	24,612,841	6.53	
神前	36,336,186	87.48	
北ノ庄	1,371,459	12.80	
川関	6,215,627	9.57	
千原	303,020	1.84	
美濃田	186,809	218.12	馬路と共有分含む
杉	7,009,642		
山階	9,151,538		
印地	103,397		
河原尻	143,731,904	262.12	
元千歳国分	23,928,868		
国分	12,680,258	81.76	河原尻と共有
小口出雲	1,172,078	3.13	馬路と共有
合計	783,858,284	2,697.56	

平成30年度一般会計繰出金集計表

(単位：千円)

財産区名	自治会・区	各種団体	建設事業	分収造林	委員選挙	計
亀岡	1,500	1,227				2,727
東別院	500					500
西別院						0
蕪田野						0
本梅						0
畑野						0
馬路	50					50
旭						0
千歳						0
保津	250					250
篠				50		50
中野						0
平松						0
井手						0
中野平松井手						0
西加舎	150					150
東加舎	325					325
宮川						0
神前	800					800
北ノ庄						0
川関						0
千原						0
美濃田	236					236
杉	592					592
山階	248					248
印地	196					196
河原尻	100					100
元千歳国分	80					80
国分						0
小口出雲						0
計	5,027	1,227	0	50	0	6,304

平成30年度自治振興補助金合計 6,254

財産区共有山林の持ち分比率一覧表

山林の所在	財産区名及び持分比率	
旭町三俣	美濃田財産区	1,000分の412
旭町屋代垣内	杉財産区	1,000分の268
旭町岩ヶ谷	山階財産区	1,000分の200
旭町澁谷	印地財産区	1,000分の120
旭町桂谷	馬路財産区	2,500分の500
	美濃田財産区	2,500分の824
	杉財産区	2,500分の536
	山階財産区	2,500分の400
	印地財産区	2,500分の240
千歳町野山	河原尻財産区	1,000分の434
京都市右京区嵯峨	元千歳国分財産区	1,000分の566
千歳町国分上谷	河原尻財産区	2分の1
	国分財産区	2分の1
馬路町稲築山	馬路財産区	2分の1
千歳町稲築山	小口出雲財産区	2分の1



平成 30 年度「給与所得等に係る市町村民税・府民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」
への個人番号記載の中止を求める陳情書

平成 29 年 12 月 25 日 受理
(郵送)

〔陳情項目〕

- 一、平成 30 年度からの「給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に個人番号の記載をしないこと。
- 二、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年総務省令第 91 号）第一条の第三号様式変更の撤回などを求める旨の意見書を国に対して提出すること。

〔陳情趣旨〕

総務省自治税務局による行政通達において、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」第三号様式（以下、「通知書」とする）に、平成 29 年度分から個人番号記載欄が追加され、納税義務者の個人番号を記載して送付するよう指示されました。しかし、そもそも、給与から住民税を天引きして納付する手続（特別徴収）において、従業員の個人番号は必要ない上、この取り扱いには、以下のような重大な問題があります。

①「個人情報の自己コントロール権」を侵害し、憲法に違反する問題

上記通達に従えば、「通知書」には納税義務者から特別徴収義務者に提供されなかった個人番号まで記載して送付することになります。しかし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）には、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はありません。個人が自らの特定個人情報を誰にどのように提供するか、あるいは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、「個人情報の自己コントロール権」を著しく侵害し、憲法に違反します。

②特別徴収義務者（事業者）に重い負担を負わせ経営を圧迫する問題

番号法は事業者に対して、「施策に協力するよう努める」（法第 6 条）こととし、「個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（法第 12 条）としています。万一、情報漏えい等を行った場合は「4 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第 67 条）等と定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。しかし、一事業者が日々増大する情報漏えいリスクに万全な対策を行えるものではありません。私たち診療所をはじめ開業保険医等にとって安全管理措置を講じるには事務・費用負担も大きく医業経営を圧迫することになります。そもそも、事業者が講じるべき対応について、未だその内容が広く周知されているとは言えません。安全管理措置を講じることが能力的に適わない事業者に対し、一律に個人番号の記載された通知を送付することは、事業者に過重な負担を強いる上に、情報漏えいの危険性を高めることになります。

③自治体の情報漏えいリスクが高まり、コストが増える問題

通知書に個人番号が記載されると、従来の個人情報漏えいよりも更に深刻な事故となり、



市民からの損害賠償請求等、自治体が負うリスクが高まることとなります。平成29年度の「通知書」では、東京都、埼玉県、群馬県、大阪府、奈良県、山口県では過半数の市区町村が不記載とする等の対応をとりましたが、京都府は全市町村で記載して送付されました。結果、京都府内では事務処理誤りによる誤送付で、10事業所18人分の個人情報第三者に知りうる状態になりました。全国でも同様の誤送付が相次ぎ、少なくとも296事業所359人分の個人番号等の漏えいが起こっています（全国保険医団体連合会2017年7月20日調べ）。原因はデータ処理における入力等の人的なミスがほとんどであり、このリスクをゼロにすることはできません。また、誤配達防止のため特定記録等の郵送方法をとれば、多大な経費増となります。

日本弁護士連合会は、平成29年4月13日付で「特別徴収義務者宛の通知書から個人番号記載欄を除去すること等を求める意見書」を発表し、「国は、個人の『個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由』を保護するために、『通知書』から個人番号欄を除去し、除去されるまでの間自治体は不記載とすべき」と指摘しています。

また、日本税理士連合会は、平成29年6月22日付で「平成30年度税制改正に関する建議書」において、「事業者にとって安全管理措置の対象となる書類が増え、郵送による個人番号の漏えい等のリスクも増えることから、通知書への個人番号の記載については、記載を要しない取扱いとすべき」としています。

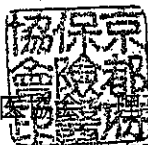
さらに、平成29年12月14日に自由民主党・公明党が決定した「平成30年度税制改正大綱」では、「給与所得等に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を（中略）書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする」とあります。

地方税の課税権は各地方自治体にあります（地方税法2条）。納税通知等は、あくまで総務省令で定める様式に「準じて」作成するものであり（同法43条）、総務省が上記通達で示した様式どおり作成するか、あるいはその様式どおり記載するかは各地方自治体の権限によります。上記の問題点を踏まえ、住民や事業者の安全・安心を最優先に考慮の上、「通知書」に個人番号の記載をしないよう陳情いたします。

また、地方自治法第99条の規定にもとづき個人番号の記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）の第三号様式変更の撤回を求める意見書を国に対して提出くださいますよう陳情いたします。

平成29年12月22日

亀岡市議会議員 殿



陳情人：京都府保険医協会 理事長 垣田

陳情人住所：〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637

インターワンプレイス烏丸6F

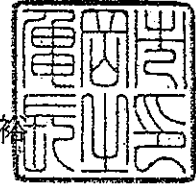
電話：075-212-8877 ファクシミリ：075-212-0707



2,9自第1324号
平成30年2月26日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

亀岡市長 桂川 孝裕



亀岡市防災会議委員の拡充に伴う推薦について（依頼）

立春の候ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市政の運営に格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、亀岡市防災会議委員につきましては、亀岡市防災会議条例第3条第5項第7号により、これまで、貴市議会から議長、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長に御就任いただいているところですが、平成30年5月31日をもって任期が終了いたしますので、亀岡市防災会議委員の推薦をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、近年、災害対応は複雑多様化してきており、環境厚生常任委員会についても連携を密にする必要があることから、今回、環境厚生常任委員長にも御就任いただきたく、従来の3名に1名を追加させていただき、合計4名で推薦いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦依頼人数 4名
- 2 任 期 委嘱日から2年間
(平成30年6月1日～平成32年5月31日)

担当課係 担当者名	亀岡市総務部自治防災課 防災・危機管理係 樋口 新祐
内 線	2335

わがまちトーク(千代川町)で頂いた意見・要望等と回答について

総務文教常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	市道川関小林線は、交通対策をしていただいているが、公安委員会の速度規制など、なかなか進捗しない。道路が狭く、電柱なども自然のデバイスになってはいるが、ゾーン30の取組みなど早急な対策が必要である。	篠町では事故があり交通対策ができています。しかし事故が起こってからでは遅い。根本的に国道9号の渋滞対策を国にも要望していかねばならないが、引き続き自治会として、ゾーン30の強い要望がある旨の声を上げていただきたい。	総務文教 産業建設	○		
2	ゾーン30になっても事故が起こらないとは限らない。事故が起こる前に1日でも早く安全な道で通学させるべきである。車の通らない農道を通学路として認めるべきではないか。	農道を通学路にするには、交通安全以外の安全面も大切である。通学路の決定は、保護者をはじめ、地域の人、自治会など、地元の総意で最終的には学校が決定する。ぜひ、地域合意を目指していただきたい。また、農家の理解も必要である。	総務文教 産業建設	○		

わがまちトーク(東本梅町)で頂いた意見・要望等と回答について

総務文教常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	岡山県奈義町では3LDKの住宅を家賃5万円で貸し出し、定住促進を図っている。東本梅町は自然環境も農業もすばらしい。議会のチェック機能を通して、行政の活性化を促してほしい。	長野県飯田市では定住促進のため、アパートを建て、消防団に入るなどの条件を付けて、貸し出している。他市の取組みなども参考に、定住促進に取組み、魅力のあるまちにしていきたい。	総務文教	○		
2	雪害に遭った時の補償については、市からの説明がない。税金の使い方を考えてほしい。また、自然環境と農業について魅力がある町なので、それを生かした定住促進を行ってほしい。	行政に対して、しっかりと伝える。	総務文教 産業建設		○	
3	南丹市と比べ、亀岡市は小学校が近くにあるといいと言われる。統廃合などにより、数が少なくなることで不便なこともある。亀岡市は、小学校の統廃合など、南丹市と同じことをやっていると駄目だ。	行政に対して、しっかりと伝える。	総務文教		○	